

魚津市告示第59号

寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

魚津市長 村椿 晃

- 1 収納の事務を委託した者
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社トラストバンク
代表取締役 須永 珠代
- 2 委託した事務の範囲
魚津市ふるさと寄附金の収納事務
- 3 委託した期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 収納の方法
委託者が発行する払込取扱票による収納